

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 8



代表役員 3

<代表役員の職務権限②>

代表役員の職務権限には2つあります(宗教法人法第18条3項)。

- ① 1つは、**対外的に法人を代表すること**です。
 - ② 2つには、**対内的に法人の事務を総理すること**です。
- ①については前回説明しました。今回は②について説明します。

②事務処理

宗教法人の事務決定権は責任役員(会)にあります。代表役員は、責任役員(会)の決定したところに従って事務を執行することになります。

代表役員の事務の執行と代表行為とは表裏一体のものです。宗教法人の事務のうち対外的関係を伴うものが代表権ですから、対外的事務の執行の範囲は代表権と全く同じに考えればよいでしょう。対内的事務の執行は、献花献香・清掃等の事実行為です。これらの事実行為は代表役員が自ら行うほか、従業員等に行わせることが可能です。しかし、その責任はすべて代表役員にあります。

宗教法人法に定められている代表役員が執行する事務の主なものは以下のとおりです。

- ① 規則の変更・合併・任意解散の認証申請
- ② 財産処分等及びその公告
- ③ 公益事業その他の事業の実施
- ④ 財産目録等の作成及び備え付け
- ⑤ 各種登記の申請
- ⑥ 登記の届出
- ⑦ 清算人の就任
- ⑧ 破産宣告の申請

なお、代表役員は責任役員会の招集権をもっているのかどうかについては、宗教法人法に規定がありません。しかし、宗教法人法に規定がなくても、寺院規則に規定されていればもちろん、規定されていなくても、代表役員は通常事務総理権の一環として招集権をもつと考えてよいでしょう。このことは重要なことですから、寺院規則に明記することが望まれます。

<①②の権限行使にあたっての注意事項>

代表役員が対外的に代表したり、対内的に事務を処理するにあたっては、つぎのことに注意をしなければなりません。即ち代表役員は常に法令や寺院規則・宗制などに従い、これに違反しない範囲で宗教上の規律や慣習を充分考慮に入れなければなりません(宗教法人法第18条5項及び6項)。

また、代表役員は善良な管理者の注意をもって職務権限を行う義務を負います(民法第644条)。「善良な管理者の注意」とは、民事上の過失責任の前提となる注意義務の程度を示す概念で、宗教法人の代表役員たる地位から考えて、通常要求される程度の注意のことをいい、「善管注意」とか「善管注意義務」といわれています。

<代表役員の責任>

○宗教法人に対する責任 — 委任契約上の責任

代表役員と宗教法人の法律関係は、責任役員と同じく委任という契約関係です。従って、委任契約上の「善良な管理者の注意」をもって処理をするという義務が生じます。これに違背したり、これを怠ると債務不履行として宗教法人に対して損害賠償義務が生じます(民法第415条)。代表役員が不適切な処理をしたために損害が宗教法人に生じたとき、その事項に賛成の議決をした責任役員も、善良な管理者の注意義務を尽くさなかったとして、その宗教法人に対して債務不履行の責任を負います(民法第719条)。

○第三者に対する責任 — 不法行為責任

代表役員が職務を行うにつき、第三者に損害を加えたときは、宗教法人がその第三者に損害を賠償する責任を負いますが(宗教法人法第11条1項)、同時に代表役員も損害を蒙った第三者に個人的に賠償しなくてはなりません(民法第709条)。宗教法人が第三者に損害額を支払った場合には、代表役員は、宗教法人が第三者に支払った損害額を宗教法人に支払わなければなりません。代表役員が不法行為が職務の範囲外であるときは、宗教法人は何ら責任を負いませんが、不法行為をした代表役員が個人的に第三者に損害額を支払わなければなりません。この代表役員の不法行為に賛成した責任役員も代表役員と連帯して個人的に責任を負うことになります(宗教法人法第11条2項)。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩